

## ○福岡県田川地区消防組合行政財産使用料条例

〔平成17年7月25日〕  
〔条例第2号〕

改正 平成26年3月27日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づく行政財産の使用料については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第4項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 前条の使用料の額は、別表に掲げる区分による額とし、前納するものとする。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害その他特別な事情により使用できなかった場合は、この限りではない。

3 冷暖房使用料は、別表中の額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(使用料の減免)

第4条 使用料は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は減額することができる。

- (1) 福岡県田川地区消防組合(以下「組合」という。)が主催又は共催する行事のため使用するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として、短期間使用させるとき。
- (4) 当該使用が組合の事務又は事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。

(徴収方法)

第5条 使用料は使用許可の際、徴収する。

(還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 組合の都合により許可を取り消したとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により当該行政財産を使用できなくなったとき。
- (3) その他管理者が特別の必要があると認めるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行政財産の使用許可を受けているものは、その許可期限が切れるまでの間は使用料を徴収しない。

附 則 (平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 施設使用料

区 分	使 用 料 の 額		
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
本 署 講 堂	5,000 円	5,000 円	5,000 円
本署会議室1室	4,000 円	4,000 円	4,000 円
本 署 プ ー ル	4,000 円	4,000 円	4,000 円
本署テニスコート	4,000 円	4,000 円	4,000 円
分署防災指導室	4,000 円	4,000 円	4,000 円

2 冷暖房使用料

区 分	使用料 (1時間当たり)
本 署 講 堂	200 円
本署会議室1室	200 円
分署防災指導室	200 円

3 占有面積使用料 (自動販売機又は事務所として占有する場合)

区 分	使用料 (1平方メートル当たりの月額)
本 署 庁 舎	1,700 円
分 署 庁 舎	(庁舎建設費÷庁舎床延べ面積)×5/1000